

「第二期三重県再犯防止推進計画」（最終案）の概要①

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の経緯

- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- 平成29年12月 国の「再犯防止推進計画」策定
- 令和2年3月 「三重県再犯防止推進計画」策定（計画年度R2～6年度）
- 令和5年3月 国の「第二次再犯防止推進計画」策定

(2) 第一期計画に基づく検証

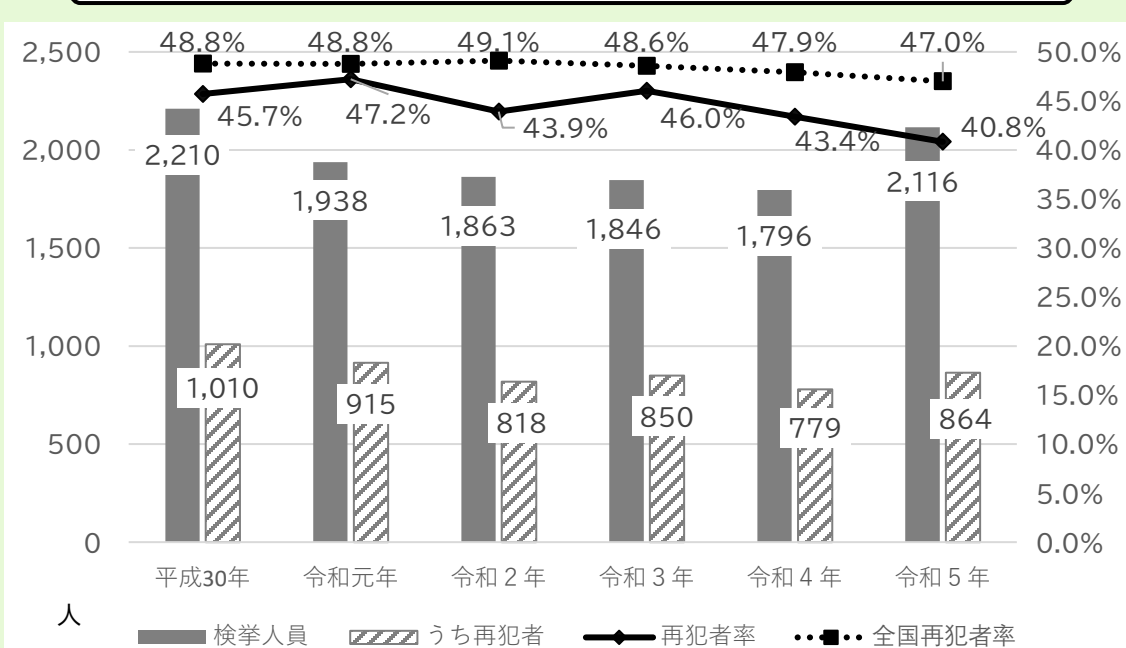
第一期計画では、以下のとおり重点課題を設定し、各種施策を実施

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および
犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

【目標値と現状】

令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数 808人→令和5年時点864人

三重県における刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率



(出典:三重県警察本部、法務省提供のデータに基づき作成)

【支援の現場から】

個々の課題の複雑化・複合化→犯罪に至った者一人ひとりに寄り添った支援が必要

(3) 国第二次再犯防止推進計画の概要

国の第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」を新たに重点課題として設け、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを掲げる

2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」

「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」

3 計画の重点課題

第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画をふまえ、重点課題を次のとおり位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施
- ④犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施
- ⑤犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑥民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑦国・市町・民間協力者等との連携強化

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

第2章 三重県の再犯防止を取り巻く状況

- ・保護観察終了時に無職である者の数の割合 令和5年 30.1%
- ・一時的に居場所を確保した者の数 令和5年 96人
- ・県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の割合 令和5年 23.8%
- ・三重県地域生活定着支援センターによる年度内支援終了件数 令和5年度 25件
- ・県内の薬物事犯者の検挙者と再犯者の割合
令和5年 92人うち再犯者49人（53.3%）
- ・県内保護司数および保護司充足率 令和5年 680人（89.0%）

「第二期三重県再犯防止推進計画」(最終案)の概要②

第3章 施策の展開

県の取組とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、**刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組**を示します。以下には、県の主な取組を示します。

1 就労・住居の確保

- ① 就労の確保
 - ・保護観察終了後の就労、職場定着支援の検討・実施
- ② 住居の確保
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
 - ・福祉支援が必要な者等への居住先の支援
 - ・職親プロジェクト等と連携した住み込みで働くことができる雇用主の確保に向けた取組

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ① 高齢者または障がい者等への支援等
 - ・被疑者、被告人および刑務所出所者等への福祉サービス利用支援
 - ・国関係機関との事前調整および困難事例の共有
- ② 薬物依存をする者への支援等
 - ・薬物事犯者も含めた薬物依存者への治療や社会復帰への支援
 - ・矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣
 - ・薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養

3 非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施

- ・匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に少年を加担させないための非行防止教室の開催
- ・スクールソーシャルワーカーと福祉等関係機関が連携した児童・生徒支援
- ・高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実
- ・学校と保護司や保護観察所等の連携した立ち直り支援
- ・課題を抱える少年院退所者の児童福祉、障がい者福祉、保護観察所等と連携した帰住先確保や福祉支援
- ・「学び直しへの支援事業」の実施

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

- ・性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
- ・依存症を抱え、犯罪に至った者への相談支援
- ・暴力団からの離脱支援、離脱者に対する社会復帰支援

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- ・矯正施設等での研修会の開催

6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

- ・保護司等の更生保護ボランティア等の確保に係る取組
- ・「社会を明るくする運動」など更生保護への理解を深めるための啓発活動

7 国・市町・民間協力者等との連携強化

- ・県地域生活定着推進センターの福祉的支援を通じた市町や福祉関係機関との連携、地域での処遇検討会等の参加
- ・地域における再犯防止の取組の推進を目的とした市町職員研修の実施
- ・市町の包括的な支援体制の整備に対する後方支援

第4章 評価指標と計画の推進体制

1 評価指標

- 【評価指標】 令和11年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合
- 【目標値】 **40%未満とする。**
- 【参考指標】 令和5年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合 40.8%

2 推進体制

「三重県再犯防止推進会議」
国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成